

令和3年度ひよしちゃん生活応援券発行事業実施要綱

令和3年5月18日

(目的)

第1条 この要綱は、収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症による影響を受けている村民や店舗等を支援し、地域の振興を図ることを目的として、東吉野村内の全ての村民に対して、東吉野村内で期間を限定して使用できるひよしちゃん生活応援券を令和3年度に交付することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「ひよしちゃん生活応援券」(以下「応援券」という。)とは、第1条の目的を達成するために、東吉野村によって交付される別に定める文書をいう。

2 この要綱において「交付対象者」とは、令和3年6月1日(以下「基準日」という。)において、東吉野村の住民基本台帳に記録されている全ての者をいう。(基準日の翌日から応援券の交付開始の日までに転出した世帯を除く。)

3 この要綱において「特定取引」とは、応援券が対価の弁済手段として使用される物品(有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。)の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。

4 この要綱において「特定事業者」とは、東吉野村内において、事業所、店舗等を有し、特定取引を行い、受け取った応援券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(応援券の交付等)

第3条 東吉野村は、交付対象者に対し、この要綱に定めるところにより、応援券を交付する。

2 前項の規定により交付対象者に対して交付する応援券の券面金額の合計額は、五千円とする。

(応援券の使用範囲等)

第4条 応援券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 応援券の交付開始の日は、令和3年6月10日とする。

3 応援券は、令和3年6月10日から令和3年12月31日まで使用することができる。

4 応援券は、壱千円の特定取引をするごとに五百円分使用することができるものとする。

5 応援券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。

6 応援券は、交付された本人又はその代理人若しくは使者に限り使用することができる。ただし、交付対象者が応援券の交付を受けた後に死亡した場合にあっては、死亡した者の相続人又はその代理人若しくは使者が、当該応援券を使用することができる。

(応援券の交付方法)

第5条 東吉野村は、交付対象者に対し、郵送又は窓口において第3条第2項の券面金額の応援券を交付する。

(特定事業者の登録等)

第6条 東吉野村は、別に作成する募集要項を公示して特定事業者を募集し応募した業者を登録の上、当該特定事業者に特定事業者登録証明書を交付する。

(特定事業者の責務)

第7条 特定事業者は、特定取引において応援券の受取を拒んではならないこと、応援券の交換、譲渡、売買及び再利用を行ってはならないこと、その他前条の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

2 東吉野村は、特定事業者が前条の募集要項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(応援券の換金手続)

第8条 東吉野村は、特定取引において応援券が使用された場合は、関係特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、総務企画課において、第6条の規定により交付を受けた特定事業者登録証明書を提示するとともに、令和3年12月31日までの特定取引において受け取った応援券及び請求書を提出して、券面記載の金額での換金を申し出る。

3 換金の方法は、特定事業者の預金口座への振替の方法による。口座振替は、毎月1回、25日とし、その日から起算して15日前までに申出を受けた応援券について行う。

4 特定事業者は、総務企画課に対し、令和4年2月10日までに応援券の換金を申し出なければならない。

(その他)

第9条 この要綱の実施のために必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年5月18日から施行し、令和3年度をもって廃止する。

2 ひよしちゃん生活応援券発行事業実施要綱（令和2年度適用）は廃止する。